

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 7月 31日

申請者 氏名又は名称 トエー設備株式会社
 住所 大阪府 八尾市 西高安町 1丁目63-2
 代表者氏名 東田 吉博
 電話番号 072-997-1080
 FAX番号 072-997-1192
 メールアドレス kouji@toei-setabi.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年7月31日

届出者

氏名又は名称 トーエー設備株式会社
住 所 大阪府八尾市西高安町1丁目63-2
代表者氏名 代表取締役 東田吉博

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	トーエー設備株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
北西佐知彦 キタニシ サチコ	第64418号	
中西義文 ナカニシ ヨシフミ	第69262号	
阪井信雄 サカイ ノブオ	第56062号	
東田陽子 とうだ ようこ	第303145号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第六四四一八号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 北西 佐知彦

昭和三十五年一月九日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第六九二六二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

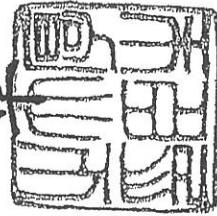
氏名 中西 義文

昭和三十八年六月十四日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創



第五六〇六二号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 阪井 信雄

昭和二十九年八月一日生

水道法(昭和二十三年法律第百七十五号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和二年五月二十七日

厚生労働大臣 加藤勝信

第三〇三一四五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 東田 陽子

昭和四十六年九月十五日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝信

